

## システム・シティズンシップ — 人間形成と社会形成の公共的視点 —

高橋 聡

### System Citizenship: A Public Perspective on Forming Human and Societal Character

TAKAHASHI Satoshi

シティズンシップ志向の課題は社会連帯およびその基盤となる互酬性の成立、社会秩序上は集合行為問題の解決である。個人および集団の形成を介して社会秩序を形成する文脈は民主政の想定と整合し、政治の論理と教育の論理が結合される理由がある。

しかし両者を目的—手段図式でつなぐ議論は集合行為問題を解決できない。社会的協働への志向が個人レベルの規範的予期として成立するために必要な互酬性基盤への志向がシティズンシップの意味である。当事者が互酬性に対して寄与の動機を欠くことから生じる偏りを制御することが政策の役割である。

その過程で社会統合とシステム統合の接合が課題となり、シティズンシップの背景コミュニティの重要性が説明される。領域的に分離されたシティズンシップ教育ではなく公教育構造のシティズン的再編が本論文の課題にとってより本質的である。

キーワード：集合行為問題 社会連帯 互酬性 規範的予期

The challenges of a citizenship-oriented approach are to establish social solidarity and the foundational reciprocity thereof and, from the perspective of social order, to resolve the issue of collective actions. The context of forming social order through the intermediation of the individual and the formation of groups is consistent with the assumptions of democratic politics, and there is reason for integrating political and educational theories. However, arguments that connect the two in an objective-means structure are incapable of resolving the issue of collective actions. The significance of citizenship lies in its orientation toward a foundation of reciprocity, which is needed for establishing an orientation toward social cooperation as a normative expectation at the individual level. The role of policy is to control the imbalances that result from lack of motivation to contribute to reciprocity. In this process, the joining of social integration and system integration becomes a challenge, and the importance of the collective concepts that serve as the background to citizenship is explained. According to this argument, the citizen-like reorganization of public education structures, and not regionally separated citizenship education, is more essential.

Key words : collective action, social solidarity, reciprocity , normative expectation

## I. 統合次元としてのシティズンシップ

本論文は「統治としての教育」「教育の社会的統治」の二つの関心を福祉国家論の観点から統合するために、シティズンシップ概念の構成を再考するものである。

人間形成を通じて社会秩序を形成、改善、再構築しようとする議論はよき社会を望む者の伝統的発想である。近代民主政にはそれを支える人間の形成を要するとして「市民形成から民主政へ」の進展がしばしば望まれる。

### 1. 社会秩序形成の教育化：シティズンシップ教育論

近年は市民教育に代わりシティズンシップ教育への関心が高まっている。それは第一に伝統的国民形成論に比べて受け入れられやすいからである（キムリッカ 2001=2005、仁平 2010）。単に再配分や統合を求めるのではなく、徳に言及することができる。国民形成論より近代的自由で親和的である上に、道徳次元を含み「格調高い」のである。第二にシティズンシップ論は権利と義務の関連を明示している。市民形成の議論に義務の要素が含まれていなかったわけではないが、社会連帯の実現に関する楽観的見方の後退を反映している。

社会・政治秩序の形成を教育と結びつけたことに帰結する構造が基本にある。それは「個人の資質」の形成を通じて社会秩序に至るという想定である。自由主義的前提に基づくなら、資質はあくまで個人に属するものでなければならず、その相互作用により民主的政治秩序が実効化する。相互作用以降は「政治」の場面になるが、相互作用の機能可能性は形成時点で担保されていなければならない。

シティズンシップ教育論の進展はその「教育（学）化」を進展させた。政治学者 B. クリックは、イギリスのシティズンシップ教育（CE）プログラムの理論的支柱を提供した。「シティズンシップ教育の枠組みと学校で民主主義を学ぶために」（クリック・レポート）に基づく CE プログラムが実践に移された。目標となる価値として自由、寛容、真実の尊重、理性的能力の尊重が提示される。基本的には公民教育プログラムであるが、報告書にはプログラム内に限らず教育全体にこの考え方を及ぼす必要性の言及もみられる。

日本では 2006 年に経済産業省の研究会がまとめ

た「シティズンシップ宣言」が話題を呼んだ。「市民一人ひとりが、自分を守りながら、個性を発揮し、自己実現するとともに、社会の意思決定や運営の過程において、権利と義務を行使し、多様な関係者と積極的に（アクティブに）関わるような社会」をめざす。経済社会の構造変動に対応した社会／人間の形成構想であるが、注目すべきは教育プログラムとしての目的志向が鮮明になっていることである。学校教育から生涯にわたる教育の展開と、能力（意識・知識・スキル）が規定されており「シティズンシップの教育学化」の顕著な事例となっている。

### 2. 共通文脈：集合行為問題

シティズンシップは政治、教育、社会保障にまたがる関心を表現する概念であり、訳語の選択は研究領域により傾向が分かれる。

**【市民権】** 社会福祉学、政治学における伝統的訳語（T.H. マーシャルを嚆矢とする）。

**【市民資格】** 上記の構造的条件を重視する訳語。社会の多元化をも反映。

**【市民性】** 社会を支える個人の資質に焦点を当てる。教育学における主要な用語。

多様な領域や価値観から使用され議論の拡散もみられるが、シティズンシップという視点をを用いるべき理由は確かにある。課題の本質が政治的・社会的連帯であり「集団に条件づけられた個人の生活」という集合的な性格を持ちながら、個人の自由を前提にしなければならない。その自由は他者（複数）への関与を志向するエージェンシー的自由である。

市民資格という形式的な側面を強調するか、市民性という内容的な要件を強調するかは、後者が当然個人差を含意することから普遍的権利対貢献による選別、の対照を意味するような印象を与える。しかし国民国家を前提としない文脈においては、前者においても境界の問題が生じ、要件や義務を論じる必要が拡大する。連帯的秩序への関与を不問とすることにより生じるフリーライダー問題を避けなければならないという集合行為問題への関心が共通しているのである。

集合的（collective）とは成果が特定の誰かに帰さないことであり、各当事者が集合行為に十分な動機付けを持たないため集合財生産に困難を生じることを集合行為問題と呼ぶ。

社会連帯問題は現代福祉国家論の中心的論点の一

つである。ワークフェア的政策（勤労義務と社会福祉の結びつけ）の進展も、福祉国家の枠組みに義務を導入しようとする点でシティズンシップ同様の背景を持っている。シティズンシップへの関心と機能も、社会連帯の観点から考察される必要がある。

「自己利益を均衡させるための手続的・制度的環境だけでは十分ではなく、一定水準の市民的徳性や公共精神が必要であることが明らかとなっている。公共政策が多くの場面で個人の責任ある生活様式の選択に依存していることを考えてみよう（ヘルスケア、社会福祉、環境保護、経済社会、公正な社会創造）。」「国家が市民から必要にしているものは、強制によってではなく、個人的な力の行使における協力や自制によってしか担保されない。」W. キムリッカは『現代政治理論』の改訂でシティズンシップ理論の章を追加した（キムリッカ 2001=2005：415-416）。その目標を公共的活発さ、正義の感覚、市民的礼節と寛容、連帯と忠誠の感覚と規定し、政治的連帯の問題とより具体的に結びつける反面、リベラリズムとの両立の可能性には懐疑的な見方も示されている。

### 3. 公共性論による制御：資質対空間

この問題意識は、公共性概念を媒介として論じられることも多い。松下（2010）は公共性の政治学は構造的側面、公共性の教育学は発生的側面に関わるとする（松下, 2010：186）。ただ、教育が課題とする資質や能力は発揮されるべき場の構造に定義され、＜公共的＞な教育の主題である集合行為は他の構成員によって効用が規定されるため、構造と独立に発生を求める経路を設定することはできず、両者の相関が課題となる。

公共（性）という用語は現実のある傾向に対する修正、制御のために用いられる。ありがたい状況を「私」的とし、これに「公共」（的、性）を対置する<sup>1</sup>。前者が「ありがち」なのは原動力が存在するため、あえて制御を要する事情が後者にある。

したがって教育における公共性の議論も、原動力の移動に沿って位相が移動した。

①戦後教育改革の文脈に連なる公共性論では、＜公共＝官、国家＞的理解が批判対象であり、「国民の教育権論」は当時の代表的な公共性志向の概念構成である。

②公民教育的シティズンシップ教育は政治的・社会

的立場によって分岐した。保守的な立場は私性の拡大による規範意識、社会秩序の弱体化を克服しようとした。進歩的な立場から克服すべき私性は伝統的あるいは経済的階層性を意味した。

③「新しい公共性」の議論は、個人化がさらに進展し社会連帯の構築が社会科学諸分野に共通する問題意識になるとともに「公共＝官・国家」的理解が理論（当該理解の日本の特殊性に対する理解）のみならず実態（国家の統治能力の低下）においても弱まるに沿い、＜私性＞を制御する新たな構成が求められるようになったことに対応している。

制御の論理である公共性は到達し難い目標に向かう、否定形の文脈で常に登場する。追求の対象は教育の「集合的」目的である。誰にとっても必要な財（たとえばコミュニケーション基盤や道徳の共有）の生産や、各主体に中立な生の機会の提供などが期待される側面があり、それは個人レベルの変化典型的には能力（学力）形成の集積を介してなしうとするのが教育（学）的想定である。しかし原動力を個別のアクターに負う限り、哲人王、利他主義、予定調和のいずれかの前提に立たない限り、到達困難な目標であり続ける。

「子どもたちが①学力を向上させれば②ひとりひとりの目標が達成され③（地域）社会の将来の発展を支えられる」類の言説が夥しいが、①～③の移行想定は根拠に欠ける。

根本問題は、教育により社会の共通目的を実現することと個人が個別目的を追求することが無媒介に結び付けられる予定調和論であり、ミクロー・マクロ問題への楽観視である。

一方、政治は「公共空間」を設定し、現実社会の力関係が支配しない独自の磁場から生じた秩序が、現実社会の統治に移行することを企図する。しかし仮設された空間における合理性に、現実社会を導く優越的地位を与える理由はどこに見出せるのか。

シティズンシップ教育プログラムは「全体目的用の教育」を分立させている<sup>2</sup>が、教育の主流が個々の達成を主眼とする個別目的志向ならば、資源や評価の問題が顕在化する。各自が業績を目指して学習することが社会的協働の促進へと発展する理由と経路が教育の統治論には欠けており、シティズンシップ論はこれを補おうとしている。シティズンシップ

という視点の特徴は協働への全体的視野であり、動機の補充に特に関心を持つ。

## II. 社会連帯への関与:集合行為問題としてのシティズンシップ

### 1. 公教育における集合行為問題

社会連帯は政治的実践においても多様な文脈で使われ、学術的概念としてもたとえば「隣人の幸福に対する共感と気遣い」(J.ハーバース)と、リスク分散による社会保険の基礎づけではニュアンスが大きく異なる。社会学的社会連帯理論を用いて、協働論の観点からの問題構成を整理する。

不確実な状況(規範や共同体などによる強い方向づけがない)で個人間の結合と社会的紐帯そして協働志向が生じる理由を説明することが関心の基本である。個人的で自主的な関与が全体的秩序に至る担保はない(I)。連帯問題は集合行為問題として位置づけられる。社会問題全体の解決が個人的活動の集積に依存しており、各人には社会秩序にとって合理的な行為を行う十分な動機がない。I水準は方法論的個人主義からマイクロマクロ変換の問題とされる。

全体的秩序の中でも個別の動機とつながりやすいものとそうでないものがある(II)文脈に注目する。市場をはじめ合理的選択の集積過程を正当化する「私益の公益化」可能性は、対象となる財によって異なる。集合行為問題は、財の帰属や利得を個々の行為者に帰しえない集合財供給(動機の欠如を問題にする点が公共財と異なる)問題として定義する。

公教育でもこの問題が存在する。各自が自分の目標を目指せば全員が自分の位置を得て共存できる、とならないことは自明であるが、ここに共同性(家族や地域など)を導入しても解決できないことは多い。「私」に帰属しない社会共通の必要そのものは各共同体にとって準備の動機をもたない。特に、安定したコミュニケーションや相互承認の基盤に関する作業の中には、各自が強く回避する動機すら存在するものがある<sup>3</sup>。

しかし公教育における秩序問題が集合行為問題に位置づけられることは稀である。教育における利害対立は「地位財の争奪」のような特定ケースに限られ「合理主義と道徳的動機<sup>4</sup>」が対称的に位置づけられない。社会連帯の障害はゼロサム的狀況におけ

る財の争奪(選抜場面のような)だけではない。教育においてはコーディネーション問題(協力による相互利益が存在するが到達できない)が重要であるが軽視されている(高橋2012)。

I IIは二階の集合行為問題である。本稿は特にIIに焦点化してシティズンシップ概念の政治理論的含意を構成しようとする。

### 2. 教育の共同性 / 公共性と社会連帯

「私たち」としての共同性を公共性と区別するカント的見方は社会連帯の理解に関して重要である。大集団における社会性と協力は、小集団におけるその延長上にはない(ヒース2012=2014)。身近な人間への慣れ親しみを積み重ねれば社会連帯に至るわけではない。集団構成の複合性が増すほど利益主体が多分化し、集合行為問題が深刻化する。

教育の原動力を供給側中心にみると「部族社会的共同性」の性格が強い。「私たちの学校、学級」「地域を支える子どもたち」を教育しようとする動機は強力であり、教える欲求は学ぶ欲求より一般に上回るとさえ語られる。それは「私たち」への関心であり、不特定他者とのトレードオフ関係を含むことも決して少なくない。

一方、教育を生産する学校組織の原動力もまた共同性である。「学校教育は完成された商品ではなく、関係者が協力して仕上げる共同作品であり、教職員と児童・生徒および保護者は売り手と買い手というよりは共同生産者の関係にある。それだけでなく児童・生徒同士もまた共同生産者の関係にある。学校教育の成果は(略)個別的に占有したり、持ち運びができない非分割的、非可動的な性格を有している」(市川2006:79。藤田1993,1996の議論の翻案)。相対的に閉じた空間内でのコミュニケーション合理性を原動力とする生産は、教育制度の「テクニカル・コア」である。

以上は共同性側面を否定的に評価するものではなく、それが公共性側面に接続することが自然なわけではないことを述べ、ゆえに公共性を問題意識として持つ政策は相応のターゲティングを要するとする趣旨である。

公教育および教育政策の関心は、教育全体とは区別されることが妥当である。本論の用語法として、①<私的>(個人水準)②<共同的>(個別集団水準)③<公共的>(集団間統合水準)と表現したい。

これらは名詞としての<私性><共同性><公共性>に対応する。現実の比重にかかわらず③は政策目的構成上の優先度が高いと考える。①②には当事者における強力な動機が存在するのに対し③はそうではないからである。

価値志向ではなく動機のあり方によって公共性を定義する。公教育固有の関心は<私的><共同的>を基盤にしつつそれだけでは到達しがたい協働としての<公共的>水準にある。

### 3. 統合のメカニズム

#### (1) ミクロマクロ変換の壁

教育—人間形成の関心で共同的水準から公共的水準を見ると、時空的な限界のために共同利益にアクセスできない壁(コーディネーション問題)を超えるための手段が必要である。政治—社会秩序形成の方向から見ると、社会構成員の協働的関与に方向性を与えたい。市民権/市民資格を枠組みとして、社会構成員の互酬性を方向付けようとする。

前者(a文脈)は個々の市民性の拡大、資質ベースの変化により時空を超えようとする。後者(b文脈)は市民権・市民資格と生産機能の結びつけにより、参加への動機付けと相互義務の認識が生じ、人々の行為が向社会的に秩序づけられることに期待する。

学問領域の特質から関心の文脈が異なるのは当然だが、政策構成という実践の次元では両者をつなぐ必要がある。主体と構造の関係再編に関する文脈の統合がシティズンシップ的関心の中核にある。

#### (2) コミュニティの統合機能

シティズンシップは両文脈をコミュニティへの統合と包摂でつなぐ文脈を導入する。

a文脈は地域愛や隣人への共同性、学校や学級の共同性を原動力とする。b文脈は国家的共同性が主軸であった。福祉国家の原動力としてのナショナリズム、それによる国民皆保険成立の経緯にみられるように、権利志向的ではない理由で連帯的制度が成立することもある。

これらは原初的共同体を基盤とすることが多いがそうとは限らない。学校や学級の共同性は制度的な共同体である。教育コミュニティを意図的に設計する議論は、個人主義的合理性から連帯を導こうとする(堤・橋爪1999,Bowles,Gintis1998)。後者はゲーム理論に基づく精緻な構想で後に言及する。集会的

側面を重視した議論としては、ヘーゲル、ロールズに基づきつつ制度による連帯を構想する齋藤(2009)が重要である。

これらコミュニティによる統合機能の本質は取引費用の内部化にある。実際にはつりあわないものに衡平を仮定して合意を求めることは取引費用が高すぎる。交渉の内部化によりゲーム論的信頼を構成し、時空を超える(非実在者の連帯を求める)議論なのである。

それぞれが想定するシティズンシップ的変換(個人と社会、過程と構造)は、集合行為の次元として想定された共同体によって規定される。テーマごとのコミュニティが交渉を内部化し、その並立によって集合行為志向の全体性が表現される。政治的シティズンシップを達成するためのシティズンシップ教育ではなく、教育的シティズンシップと政治的シティズンシップの接続を想定する。

教育的コミュニティの原理は、卓越志向をベースにした共存である。各自の自己実現を公理とし、卓越理解の共有によって共同性を形成する。当該価値秩序を背景的正義(ロールズ2001=2004)としたコミュニケーションが行われる(E.ガットマンが教育的公共性の目標とする「社会の意識的再生産」も類似の関心とみる。ガットマン1999=2004)。

政治的コミュニティの原理は、統治志向による公共化の方向づけである。既存の共同体の<共同的>動機に出発した個別志向性を公共化し、集合財部分を補おうと働きかける。

シティズンシップのコミュニティは幅の想定により異なる意味を持つ。拡大された場合普遍性を志向し、縮小された場合は対面的集団に近づく。コミュニティそれ自体は<共同性>の担い手であり<公共性>の源泉とはなりえないが、統治が求める<公共性>と接続しうるかどうかは幅の想定による。教育を含めその領域固有の価値秩序が強調される領域での社会化で言及される「正統的周辺参加」(実践共同体への参加の深化を通じたアイデンティティの形成)の志向性もまた、「関係論的」で「参加志向」のガバナンス(佐藤2014:244-245)に向かうかどうかは当該共同体が内在する接続可能性に依存する。

#### 4. 価値の並立のための制度

個人主義的議論はまず原理的に選択の自由を設定し、現実可能な範囲は狭まることを付記する。し

かし人生における選択幅は原理的にもそれほど広くない。心身の内的条件においても物的・社会的環境条件においても、所与の条件に適応する投資が自己を形成し、それに矛盾するその後の行為を非合理的なものとして選択から遠ざける。

「一般的に、特定の集団に参加する関心がより特異なものになるほど、個人の依存度も大きくなるだろう。しかしながら目的の多様性は個人によって多様であるし（略）直接測定することができない。したがって個人の依存度を明らかにする際は、どうしても主観的な要素が介在する（略）。集団連帯の理論では、2種類の集合財つまり主観的・内在的な財とそうでない財―を区別する。それはその2つの財が、連帯に対してまったく異なった効果をもっているからである。つまり連帯は主観的・内在的な集合財を生産する集団においてのみ観察されるであろう」（ヘクター 1987=2003:69-71）。

個人のヴァルネラビリティは、特定問題にかかわらず必要性と読み替えることもできる。自分の意思であるか否かを問わず、特殊投資はその後の選択を限定する。人生の個別性と多様性に起因する依存度によって、内在的集合財の生産が必要とされる。依存性、多様性と自由を並立させようことが「集合財の供給のための連帯」という形式の利点である。

異なる価値の並立のための制度、という見方はヴァン・スタヴェレンの整理による。「制度は異なる諸価値への同時コミットメントを表現し、経済的行為主体にそこに含まれている葛藤とコンフリクトに対処しやすくなるよう行動ルーティンを与える。ルーティンは、意味あるやり方で合理的に振舞えるよう行為主体を助ける。つまりルーティンは、同時に多様なコミットメントを是認し、感情的葛藤を解消し、思量を導き、他者との交流において不確実性を共有できるよう、社会レベルで作用する」（Van Staveren 2001:174-175）。

「制度は、異なる経済価値領域に対し、ある価値領域の不足と超過の中庸を見出し、アリストテレス的バランスを取るように媒介することができる」（同201）。自由の価値は交換、正義の価値は分配、ケアの価値が贈与を通じて遂行されるとする。中庸が正の外部性を、過剰や過少は負の外部性をもたらす。

経済の規範理論として、自由な交換という個人主義的価値に並ぶものとして正義とケアを制度原理に

導入する文脈のためこのような構成となる、しかし個人と社会の関係づけにおける統治という政治の相としては、「自律」「多様性」「依存」の並立と組み替え、「正義」はそのバランスの原理とすることが妥当ではないかと思われる。この議論の重要な示唆は、異なる価値の同時追求という各アクターにとって困難な課題に、ルーティンの助けを借りて接近するための制度の役割規定である。

### Ⅲ．システム・シティズンシップ―協働への規範的予期の統治枠組み

#### 1．資質を中心とする議論の限界―構成的ルールの必要性

資質による個人から社会への接続は容易ではなく、設定を要するという問題意識の議論の例はある。藤井達夫は、人間形成のための諸活動を社会（秩序）の形成のうちの公共的次元に選択的に接続するためのアーキテクチャを論じ「市民社会の多様な公共空間は、デモクラシーへの参加に不可欠な能力や態度を陶冶するためのテクノロジーが発明され、行使される場として理解できる」とする（藤井2010:58）。公共空間という政治学的概念には多様な機能が期待されているため、能力や態度が発明され行使される場としての公共空間は日常生活の力関係から独立し、そこで製造された能力や態度は、別な構造の力場でも行使される印象は依然として残る。そこでは協働を要請する、高度の規範的統合が求められている。

市民形成の教育論はスポーツマンシップに近いイメージで語られることがあるが、スポーツマンシップは規範の習得だけで成立するわけではない。フェアプレイは利他主義ではなく、競技の本質を最もよく享受するための合理的な志向性である。単に競争的な状況では、立場や資源の有利は他者の抑圧に変換される。協働に動機づけるのは、共同体的制約かゲームのアーキテクチャである。

競技のルールの構成次第でフェアプレイの利得は変わる。公共空間が人を変えその資質が環境を乗り越えるのではなく、協働を求める構成的ルールが社会生活の随所に設定されることが、シティズンシップ的状况である。

#### 2．非共在的状况における協調への期待

< 共同性 > の延長が < 公共性 > に到達しないと

すれば、非共在的状况における協調への文脈を根拠づける必要がある。

#### (1) 社会統合とシステム統合

後者による前者の侵食、主体の弱体化という図式があり、具体的な人間存在やそのコミュニケーションの「場」を離れて、コミュニケーションメディアを介した統合が進むことへの批判がしばしば行われる。しかし、複合的な社会水準での連帯は部族社会的共同性の延長上にはないため、社会統合を過度に重視した主張はたとえば「脱政治的な共同体中心の」シティズンシップ教育論を相対化できない。支えるシステム統合は、コミュニケーションメディアへの信頼によって担保されている（特定信頼とは区別される）が、問題は交換当事者間の衡平である。システム統合はメディアによって時空を超えるが、交換に臨む両者の状況の違いが捨象される（それ自体は当然である）中で、現実にも両者間にトレードオフ関係と力の差、一方では共同利益を目指すコーディネートのための手段の欠如（コミュニケーションメディアは、状況の違いを架橋して調整に向かわせるわけではなく、脱文脈化により現実の差異を不問に付す）が問題なのである。

#### (2) 互酬性の補完：公民信頼

集合行為問題が顕在化すると互酬性が弱体化する。Giddens (1984) の定義によれば、**【社会統合】** 共在のコンテクストにおける行為者間の互酬性。

**【システム統合】** 複数の行為者や集合体に存在する、拡張された時空間を超えた互酬性。

課題は時間と空間の差異による不確実性にもかかわらず協力に関する期待を創ることである。互酬性は程度の差こそあれ不確実性の処理を含むため信頼に依存するため、統合を支える社会的信頼のあり方が重要であることは指摘されている。R. パットナム、より包括的にはE. アスレイナーによる政治的社会関係資本としての社会的信頼の説明は代表例であり、ここでは一般的信頼（具体的情報に基づく特定信頼に対比される）が扱われているが、統合を支える互酬性次元とはどのような関係になるのか。

社会連帯に向かう個人の動機の説明として、協調行動に関する二重効用論が用いられる。「他者も協調してくれる」見込みがあれば相当の確率で人は協力を選択するというのである（M. リーヴィに基づ

くB. ロスシュタインの議論）。ここで問題となるのは担保となる期待をどう用意するかである。社会関係資本の実証研究は、当該政治文化の経緯から発生した資産を発見する類のものが多く、政策的な目的意識への接続は今のところ難しい。

互酬性の担保は当事者の誰かが供給してくれる原動力に乏しい< 公共的 > 性格を持つため、政策的な対処の必要がある。しかも供給すべき集合財の次元は予め統一されておらず、他者行為の蓋然的保障という段階に至るには、人間形成や社会秩序という複合的な観点から、多元的な価値の同時追求が可能でなければならない。それが現実的である、という規範的予期は< 公共性 > に方向づけられた制度的構成により形成されるのであり、それはいわば公民信頼<sup>5</sup> (civic trust) として、特定信頼とシステム信頼の間に位置する政策上の目標となろう。

非共在的状况における協調は、主体間の人称的關係に基づく結合ではなく、システム統合の性格を持つ結合を必要とする。< 公共性 > に方向づけられた予期が社会システム上の位置を相互に参照して形成されることに依拠する秩序をシステム・シティズンシップと呼ぶことにする。シティズンシップ概念が内包する地位的性格は、互酬的予期の規範的根拠を描写するために有益である（次節参照）。

### 3．社会連帯の抗事実的基盤

#### (1) 衡平を求める次元

連帯は「お互いさま」だが、互酬性は具体的時空でのつりあいではなく、現存する差異の認識における修正である。実体としての等価性が存在するならば、互酬ではなく交換である。これは、損失を承知の利他主義とは区別されなければならない。平等志向とは、同じ条件や資源を持たせようとするのではなく、修正を促す志向性の条件を整備することである<sup>6</sup>。「一致は、行為においてではなく行為態度予期においてしか得られない(ルーマン1965 = 1989)<sup>7</sup>」。

コミュニケーションの課題をダブルコンティンジェンシー（二重の偶有性）克服に求める社会システム理論の文脈ではパーソンズ・ハーバーマス・ルーマンいずれの構成においても規範的予期の確保を課題としている。

現実の行為は多様であり衡平は抗事実的な性格（多様な事実にかかわらず安定した予期を実行しつつ、予期の違背に対してはそれなりに対処できな

ればならない)を持つ。抗事実的予期の頑健性は、予期が当たるか外れるかではなく、結果に関わらず予期を維持する手当ての有無に起因する。それを個人の資質に依拠するのみならず、それを支援する—「割が合う」ものとする—基盤は政策的構成の支持に負う。

## (2) 市民資格と抗事実的規範的予期

正の価値を掲げる人格想定は教育のみに用いられる構成ではない。社会権を基礎づけようとする法的議論は、目標とする人間像を設定した立論を用いる。「自律的主体的な人間像」(社会保障法学における菊池馨実の議論)「人格的自律権」(憲法学における佐藤幸治の議論)の観点から、その実現や維持に必要な条件の保障を個人の権利、国家の責務とするのである。

これらに対する、自律や主体性の観点から評価選別し排除する議論ではないかとの批判は、卓越性を志向する教育論は排除の論理であるとの議論と同型である。しかし自律的個人は規範的予期の条件提示と理解されるべきであり、承認に値するかどうかで選別する基準と見るのは適切ではない<sup>8</sup>。

社会的シティズンシップは権利優先の議論とみなされることが多く、シティズンシップ教育が貢献義務を強調することは「マーシャル殺し」(仁平2010)とも表現される。

ただマーシャルは「コミュニティの完全な成員であること」を条件としており、義務を軽視するわけではない。世界大戦直後という時代状況から、連帯の義務的側面を担保する必要性の認識が弱かったのである。その時々課題性により意識するコミュニティ次元が変わる。メンバーシップ関心が安全保障から経済に移行する傾向はその現れである。

シティズンシップは、連帯を想定するコミュニティに対応する視点である。福祉国家における政治的シティズンシップは国籍、納税、兵役に加えて政治参加が反対給付としての社会保護に対応する。資本主義経済社会における構成員は経済的・産業的シティズンシップをも重畳的に有し、その重要性が高まっていることから経済的次元による連帯を直接に志向したワークフェアのような政策が採用され、この次元の互酬性を防衛しようとする。

シティズンシップ教育論の多くが参加や貢献の義務を強調し、権利軽視の文脈を伴うことが多い(広

田2015)問題状況の中で、あえて義務に言及する理由は、第一に政策の水準で社会や政府の側に義務を生じさせる手段の必要性である。個別的な請求権としての社会権の構成が、政策による対処義務に到達しない現状を克服するためである。第二にルール秩序の基盤となる互酬性の基礎付けである。互酬性の意義は当事者を実際につりあわせることではなく、互いの「タイプを明らかにする」ことで規範的予期の可能性を生むことである(ヒース2014=2014)。他者行為の蓋然的保障により協調行動を動機付ける基盤がここにあり、リーヴィーロスシュタインの関心を設計的に導入する契機である。「公正な互酬性」(White 2003)に基づく経済的シティズンシップ論では、正義に適う経済社会の存在を前提に市民的貢献義務を設定する。義務が独り歩きしがちな現実をふまえた批判(新川2014)は説得的だが、理論的には社会の側の集合的義務を根拠づける意義が評価されるべきである(前提の未達成を社会の側の義務根拠とする)<sup>9</sup>。

## 4. 公共空間から空間の公共化へ

本章冒頭に戻り「公共空間を分離し、公私の区分に立って個人主義的自由と多様性の共存を両立させようとする」リベラリズム的仮定を修正したい。

公共空間を確立し、そこでのリベラルな判断(適理的な人格は異質な他者との間に公平な協働条件を確保しようとする感覚を持った上で、それでも道徳的不同意がなお残る「判断の重荷」を引き受け、公共的理性を通じて妥協を導く性格類型が必要—ロールズの政治的リベラリズム)が私的空間に波及する図式から、個人の自律という卓越の価値を前提に私的空間の公共化(憲法的抑制によって制御される)を志向する図式への転換である。

政策的含意を例示するなら、私的共同体や親密圏たとえば家族や地域の民主化、あるいはケア状況の公共化である。これらについて自律、多様性、依存を両立しやすい制度構造と、そのエージェンシー形成という〈公共化〉という課題に、行為形成という次元から関与するのが公教育的関心である。

システム統合は統合課題によりシステム合理性が分離する。システム合理性に基づくコミュニティが形成され、それぞれの包摂関係が形成される。社会システム理論の観点からすれば、政治的・経済的シティズンシップに加え、教育的シティズンシップの

コミュニティが(政治や経済と並立した形で)現に成立しており、教育的コミュニケーションの経験蓄積が教育内での統合を可能にしているとみなすことができる。コミュニティ内は自律・多様性・依存処理の固有の様式が存在し、政治や経済とも、あるいは学問や芸術とも異なる価値秩序がコミュニケーションを制御する。

道具的教育観ではこの点に対処できない。道具的教育観をとってしまうのは、教育システムの処理様式の中に政治や経済の処理に直接利用できそうなものが一部含まれているからである。しかしそれは全体には及ばない。

また教育固有の論理を絶対視することも意味しない。正統的周辺参加論における共同体も、普遍性を求められれば〈公共化〉の関与が外部から発生する。前述した、親密圏やケア場面の公共化もその文脈にある。

シティズンシップ教育の領域的分離ではなく、公教育構造のシティズン的再編がシティズンシップ的関心に整合するのではないか。

## IV. 社会連帯のための全体性への接近

### 1. 互酬性による相補性の制御

社会的シティズンシップは無条件的権利保障として他のシティズンシップと対立的に理解されることも多いが、双務性は消えていない。むしろシティズンシップの持つ双務性の射程が、自律・多様性・依存の並立という意味で拡大してきたものとして解釈できる。

教育的シティズンシップは卓越の志向ゆえに生存権保障の視点に対立するとする議論がある。資質の有無を問うことは生存権保障に矛盾するとされるが、この矛盾は政治的・教育的シティズンシップを経済的シティズンシップが媒介するという図式に関係している。福祉国家論における商品化/脱商品化とシティズンシップの関係を考察する必要がある。

田中拓道は商品化/脱商品化概念をキーに、シティズンシップ問題の構造変動を分析する。マーシャルやエスピン—アンデルセンの影響力の強い議論では、シティズンシップの発展を階級間妥協と国民化に基づく脱商品化の過程として説明する。しかし「資本主義の再編と労使権力バランスの変化によって、20世紀の福祉国家に体现された「商品化」

と「脱商品化」の均衡は、「商品化」の優位へと移行する(略)。福祉政策の目的は、市場からの一時的な離脱を保障する「脱商品化」から、就労教育、就労支援を通じて人々を労働市場へと再参入させること、ポール・ピアソンの言葉を借りれば「再商品化」へと移行する」(田中2011:152-253)。

田中は福祉国家の新たな対立軸を「再商品化」対「再解釈によりこれに対抗する脱商品化」と設定し、対応するシティズンシップの再編を論じる。両者の力点は政治的な分岐点であるが、両者は現代国家に相補的重層的に存在している。「福祉国家以前」に労働市場参入の権利があったわけではなく、共同体への帰属があったにすぎない。商品化が共同体からの解放をも意味したとすれば、その課題自体は継続しているのである(親族や宗教などの伝統的共同体だけが解放の対象ではない。「セーフティネットとしての暴力団」「経済的徴兵制」の例に見られるように、経済の帰結がそれを補完する新たな擬似共同体や強制を生むこともある)。

現在再商品化がクローズアップされるのは、保障されたかに見えた基本的な脱商品化という足場が脆弱なためであり、脱商品化の幅を広げるという一方の課題と対立しているわけではない。両者の相補的關係を制御する全体的視点の提供が求められている。

### 2. 現代教育改革論における相補性の課題

近代教育のシステムは、商品化対応を全体的にも個人的にも目標に掲げつつ、コミュニティによる規範と包摂で補完してきた。規範的統合の側面が強ければ国民形成的となり、包摂的統合の側面が強ければリベラルな市民教育の性格を持った。商品化対応としての能力志向教育を補完する脱商品化的共存が、市民教育の機能であった。

日本の教育構造は、メディアの実体化による脱文脈的システム統合(「偏差値輪切り」等、主観性や推薦の排除による客観化)、選抜市場の統合を前提にそれぞれの進路目標の達成という個人主義的な目標を掲げ目的合理的な教育を行いつつ、このプロセスを学校・学級単位の共同体主義的な文脈に変換することである種の連帯的観念を醸成し、人間関係や社会規範の育成機能を補完してきた<sup>10</sup>。価値評価は別として、商品化と脱商品化の補完、自律と依存の補完は存在してきた。

現代教育改革論の動向を OECD コンピテンシー論や NPM 的組織論で代表させるとすれば、再商品化に偏った議論であり、しかも「克服しつつある脱商品化課題」の継承をほとんど考慮していない点に問題がある。OECD コンピテンシー論は基本的に再商品化の議論だが、人間関係の意識的再構築を重視する点でコミュニティ志向が強く、また人間活動の多様な側面を解釈に組み入れようとしている点は事実である。

しかし実践ではコンピテンシーを項目別に分解する用法が多く見られる。NPM(成果主義の強い類型)的組織論と整合しやすいためだが、これでは商品化文脈と自律価値に偏り、また人間関係志向も目的再構築側面に偏ると脱文脈化過剰で依存軽視に陥る。＜公共性＞の次元への到達がむしろ困難になる。

コミュニティの取引費用削減機能を重視した Bowles and Gintis (1998) は、擬似市場による選択的コミュニティの構成によって協働と投資を促し、選択の自由と平等主義的価値の両立を図った。Brighouse (1998) の、交換の想定が透明なために政治的に成立し難いとする指摘に対し、民主的な選挙民に期待する旨で応じた。ただし問題は民主政の機能不全ではなく、交換における衡平 / 非衡平が明瞭な状況では合意と協調への取引費用はむしろ増大し、投資への動機付けが減退する点にあると考える。脱文脈化による自律の強化は連帯を志向していない。

### 3. 結論と政策的含意

「ある資質を持つから市民としての扱いに値する」とする議論の問題点は、協働への規範的予期を阻害し、＜共同性＞の視野に入らない＜公共性＞への寄与動機を弱める点にある。

シティズンシップが志向する全体性とは＜公共性＞への動機を補完する視野である。規範的予期を高める構成的ルールは、取引費用削減に機能するコミュニティへの包摂を通して成立する。誰にとっても、また合理的交換も、すべてに対して視野を配ることはできないのでシステムのコミュニティがそれぞれの蓄積に負うことになる。政治的コミュニティのそれは立憲秩序であり、教育的コミュニティのそれは作法的分類<sup>11</sup>である。両者の接続は公民信頼の裏づけを供給しうる。

教育的シティズンシップにおいて、個人の達成

(原動力が十分存在する) だけではなく、協働の場や達成の成立前提への貢献を焦点化すること、他のユニットにいかに関与するか(たとえば学校間競争ではなく他校への寄与)を評価観点とすることによって、シティズンシップの実質となる互酬性を規定する。シティズンシップ専用の教育ジャンルではなく、教育プロセス全体の協働志向が、公教育各場面へのコーディネーション志向の統治的方向付けによって顕在化される。

経済社会参入の機会提供は、その基盤へのコミットメント(相互義務による期待の創出)を含めて必要である。職業教育の意義が新たな観点で提起されている(本田 2009)。能動的自己統治と無限の適応を迫る圧力(OECD コンピテンシー論の背景でもあるフレキシビリティの要請)に対し、専門的アイデンティティで防壁を作る本田の文脈では意味を持つ。問題点は職業志向自体よりも、分業の強調が立場の違う人間の立場交換や相互義務への志向を弱め、教育全体のシティズンシップ的性格を弱める点にある。一般教育を中核におく近代教育の理念はこれに対抗する全体性の文脈で理解されるべきであり、商品化と脱商品化の新たな均衡を制御する問題構制の一つが現れている。教育的シティズンシップは＜私的＞＜共同体的＞引力を前提に価値のバランスを図る全体性志向のプロジェクトである。

シティズンシップの競技的比喩に戻れば、潔い(不遇に際して条件に文句を言わず競争勝者を賞賛する)「グッドルーザー」が人間像として想定されがちだが、現状を相対化し協働に導くルールを検討する者こそ想定されるべきであろう。前者志向は脱文脈化を促進し、集合行為問題を深刻化する。後者による全体志向こそ公民信頼とシステム・シティズンシップに親和的な目標であり、この観点からシティズンシップに関わる諸課題の連関を再編することが、福祉国家論特に社会連帯的課題意識による原理的検討にとって生産的であろう。

### 註

1 たとえば電車の中で飲食する、仲間内で騒ぐ人々を「ここは公共の場だ」と注意する。行為の原動力としての欲望を場の論理によって制御する図式である。欲望という表現は価値判断を含まない。たとえば教育する欲望。

2 シティズンシップ教育といえばそれを目的とした教科(近年で言えば「公共」)や特別活動を通じて行われる発想は常識化している。少数ながら「統治としての教育」を分立させる政策構想(「21世紀日本の構想」懇談会 2000)も存在する。

3 たとえば触法少年の更生、社会統合というプロセスに自ら関与する動機は一般には乏しい。誰もが「自分の前からいなくなりさえすれば(変わってもらわなくても)よい」という排除型社会(J. ヤング)の図式である。

4 「利己主義と利他主義とを、換言すれば合理的計算と道徳的配慮とを相互に関連させ、人々のさまざまな意見や価値を集約した結果、集合行為として一定の正統性を勝ち得たもの、それが「公共的決定としての福祉」であり、「政治」の領域にある問題である」(近藤 2010:147)。「公共的決定としての福祉」は、本稿における「公教育」と類似の性格を持つが、本稿では「動機の欠如」をより強調する。

5 実体としての市民性の保持者ではなく、規範的に予期されたという意味を込めている。「人間の人格化による教育機能の成立(ルーマン 2002=2004:35)」。

6 規範的予期の基準となる「中庸としての平等」であり、アリストテレスの平等の観念に近い。現実的には能力主義の相対化の議論につながる。能力主義には確かに普遍性と実体的根拠はないが(広田 2015)どのように定義してもどこかで能力の判定がなされる事実は避けられない。それにどう対処するかが制度の姿勢を性格づける。

7 ルーマンの議論は基本的に法システムの進化を念頭においているが、一方ではキャリアの形成を教育システムのメディアとするいわゆる「生涯教育化テーゼ」と併せて、規範的予期をどの次元で確保するかの変動論として理解することができる。

8 社会保障法学でのこの動向の代表者である菊池馨実は「強い個人を想定しているのではないか」との批判に「社会保障における個人が、積極的な能動的な法主体というよりも、保護されるべき客体として位置づけられてきたことに対するアンチテーゼ」であると同時に、重度の障害者等に対しても「自律に対する潜在的能力」を発揮

し「選択」「参加」を行う能力の欠如を適切に補完するための法制度の整備という規範的要請を、より強力かつ明快に導くことができる」(菊池 2000:252)と反論する。

9 義務に言及する政策論が(大半のシティズンシップ教育論と同様に)批判されるのは、力の差が比較にならない個人と社会または政府を対置し相互義務を説くことが、前者への強制にしかならない事情による。しかし「相互」義務を実質的にすることは、他者行為の保障という、規範的予期—社会連帯の基盤形成のために避けられない課題と考える。相互性を実質化するためには、力のある側の義務履行を先行させることが必須である。

10 学級を単に集団的学習の単位ではなく内在的集合財を生産する有機的コミュニティとして構成し教育的連帯を生み出す手法は、日本において顕著な傾向とされる。その意味で近代公教育に普遍的な現象とまではいえない(ただし「知育中心の欧米諸国」との対照の行き過ぎも指摘されている)ものの、ある傾向が顕在化された事例からモデルを提示する意味もあると考える。

11 作法的分類(Ritual Classification)は、制度化されたカテゴリーで学校内の実践に意味を与える(藤田 1996)。その「誠実な実践」が制度の意味を実質化する。

### 引用文献

- Bowles,S. and H. Gintis (1998) Efficient Redistribution: New Rules for communities, State and Market. Bowles,S. and H. Gintis (eds) Recasting Egalitarianism, New Rules for communities, States and Markets. Verso. 3-71
- Brighouse.H. (1998) School Choice: Theoretical Considerations. Bowles,S. and H. Gintis (eds).141-180
- 藤井達夫 (2010)「近代のデモクラシーと変容する公共性」齋藤純一編著『公共性の政治理論』ナカニシヤ出版。
- 藤田英典 (1993)「教育の公共性と共同性」『教育学年報 2』世織書房,3-33。
- 藤田英典 (1996)「教育の市場性 / 非市場性」『教育学年報 5』世織書房,55-95。

- ガットマン,E. 神山正弘訳(1999=2004)『民主教育論』同時代社。
- Giddens,A. (1984) *The Constitution of Society: Outline of Theory of Structuration*. Polity.
- ハーバーマス,J. 河上倫逸,耳野健二訳(1992=2002)『事実性と妥当性(上)(下)』未来社。
- ヒース,J. 瀧澤弘和訳(2012=2014)『ルールに従う—社会科学の規範理論序説』NTT出版。
- ヒース,J. 栗原百代訳(2014=2014)『啓蒙思想2.0』NTT出版。
- ヘクター,M. 小林淳一、木村邦博、平田暢訳(1987=2003)『連帯の条件』ミネルヴァ書房。
- 広田照幸(2015)『教育は何をなすべきか—能力、職業、市民』岩波書店。
- 本田由紀(2009)『教育の職業的意義—若者、学校、社会をつなぐ』筑摩書房。
- 市川昭午(2006)『教育の私事化と公教育の解体』教育開発研究所。
- 経済産業省(2006)『シティズンシップ教育と経済社会での人々の活躍についての研究会報告書』。
- 近藤康史(2010)「福祉—社会保障の公共性と政治理論」齋藤純一編著『公共性の政治理論』ナカニシヤ出版。
- 菊池馨実(2000)『社会保障の法理念』有斐閣。
- キムリッカ,W. 千葉眞、岡崎清揮訳(2001=2005)『新版 現代政治理論』日本経済新聞社。
- ルーマン,N. 今井弘道、大野達司訳(1965=1989)『制度としての基本権』木鐸社。
- ルーマン,N. 村上淳一訳(2002=2004)『社会の教育システム』東京大出版会。
- 松下良平(2010)「教育における公共性の再定義に向けて」齋藤純一編著『公共性の政治理論』ナカニシヤ出版。
- 仁平典弘(2010)「<シティズンシップ/教育>の欲望を組み替える—拡散する<教育>と空洞化する社会権」『自由への問い⑤教育』岩波書店。
- 「21世紀日本の構想」懇談会(2000)『日本のフロンティアは日本の中にある』講談社。
- ロールズ,J., E. ケリー編、田中成明、亀本洋、平井亮輔訳(2001 = 2004)『公正としての正義 再説』岩波書店。
- 齋藤純一(2009)「制度による自由/デモクラシーによる社会統合」(『自由への問い①社会統合』岩波書店)。
- 佐藤智子(2014)『学習するコミュニティのガバナンス—社会教育が創る社会関係資本とシティズンシップ』明石書店。
- 新川敏光(2014)『福祉国家変革の理路 労働・福祉・自由』ミネルヴァ書房。
- 高橋聡(2012)「教育統治におけるホップズ的秩序問題」岩手県立大学社会福祉学部紀要 14,1-12。
- 田中拓道(2011)「脱商品化とシティズンシップ—福祉国家の一般理論のために」(『思想』1043 145-162)。
- 堤清二、橋爪大三郎(1999)『選択・責任・連帯の教育改革・完全版』勁草書房。
- Van Staveren, I. (2001) *The Values of Economics: An Aristotelian Perspective*, Routledge.
- White,S. (2003) , *The Civic Minimum: On the Rights and Obligations of Economic Citizenship*. Oxford U.P.

## 参考文献

- Gintis,H.J.Henrich, S.Bowles,R.Boyd, and E.Fehr (2008) “Strong Reciprocity and the Roots of Human Morality.” *Social Justice Research*.21-2:241-253.
- 亀山俊朗(2009)「シティズンシップをめぐる政治」大阪大学大学院人間科学研究科紀要 35.173-192。
- Lister.R. (2007) *Inclusive Citizenship. Realizing the Potential*. *Citizenship Studies*. 11-1.49-61.
- 山村和世(2012)「リベラリズムの教育論とその隘路—多元的社会における教育構想という困難」宮台真司編著『統治・自律・民主主義—パターナリズムの政治社会学』NTT出版。